

広島県告示第三百十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定によつて、平成二十八年年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成二十八年四月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地籍調査本体事業

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
広島市	湯来町大字麦谷の一部、湯来町大字和田の一部、湯来町大字伏谷の一部、湯来町大字下の一部	交付決定の日、 平成二十九年三月三十一日
三原市	小坂町の一部、本郷町善入寺の一部、久井町江木の一部、八幡町篝の一部	交付決定の日、 平成二十九年三月三十一日
福山市	蔵王町の一部	交付決定の日、 平成二十九年三月三十一日
府中市	行滕の一部、上下の一部	交付決定の日、 平成二十九年三月三十一日
三次市	廻神町の一部、布野町横谷の一部、作木町下作木の一部、吉舎町吉舎・三玉の一部、下志和地町の一部、君田町泉吉田の一部、三和町大力谷の一部、作木町森山東の一部	交付決定の日、 平成二十九年三月三十一日
庄原市	東城町受原・菅の一部、東城町菅・川鳥の一部、総領町五箇の一部、東城町川鳥・保田の一部、東城町森の一部、総領町上領家の一部	交付決定の日、 平成二十九年三月三十一日
東広島市	西条町森近の一部、安芸津町木谷の一部	交付決定の日、 平成二十九年三月三十一日
廿日市市	津田東横矢・西横矢・下内山・沖横矢・下市・神田の一部、津田字小更・道秀原の一部、津田字並田・江尻・八幡原の一部、津田字下花上・原垣内・上花上・中花上・西花上・松ヶ峠・中 小原・上小原・下小原・菅ノ原・柏・西条山の一部、津田字迫口・下内山・上内山・久保田・西河本・東河本・野地・林・西条山・百合野の一部、吉和東一五八九、津田字沖横矢の一部	交付決定の日、 平成二十九年三月三十一日
安芸高田市	美土里町本郷の一部	交付決定の日、 平成二十九年三月三十一日
北広島町	新庄の一部、大朝の一部、川戸の一部、舞綱の一部、川井の一部	交付決定の日、 平成二十九年三月三十一日
大崎上島町	東野地区の一部	交付決定の日、 平成二十九年三月三十一日

世羅町	青水の一部、重永の一部、田打の一部	交付決定の日、 平成二九年三月三一日
神石高原町	牧の一部、田頭の一部、安田の一部、上豊松の一部	交付決定の日、 平成二九年三月三一日

二 数値情報化事業

数値情報化を行う者の名称	数値情報化を行う地域	数値情報化を行う期間
広島市	湯来町大字麦谷の一部、湯来町大字和田の一部	交付決定の日、 平成二九年三月三一日
福山市	蔵王町の一部	交付決定の日、 平成二九年三月三一日
府中市	行藤の一部、上下の一部	交付決定の日、 平成二九年三月三一日
庄原市	東城町森の一部、総領町五箇の一部、総領町上領家の一部	交付決定の日、 平成二九年三月三一日
廿日市市	津田東横矢・西横矢・下内山・沖横矢・下市・神田の一部、津田字小更・道秀原の一部、津田字並田・江尻・八幡原の一部	交付決定の日、 平成二九年三月三一日
神石高原町	上豊松の一部	交付決定の日、 平成二九年三月三一日

三 官民境界等先行調査

調査を行う者の名称	官民境界等先行調査を行う地域	調査期間
海田町	南つくも町地内外	交付決定の日、 平成二九年三月三一日
坂町	坂地区他の一部	交付決定の日、 平成二九年三月三一日

四 地籍集成図作成事業

地籍集成図作成を行う者の名称	地籍集成図作成を行う地域	地籍集成図作成を行う期間
大崎上島町	東野地区の一部	交付決定の日、 平成二九年三月三一日